

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第3項中「平岡中央地区地区整備計画区域」の次に「(低層住宅B地区を除く。)」を加える。
- (2) 別表1北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

宮の沢中央地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画宮の沢中央地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

- (3) 別表2北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。


(4) 別表2 平岡中央地区地区整備計画区域の項低層住宅地区の目中「低層住宅地区」を「低層住宅A地区」に改め、同目の次に次のように加える。

低層住宅B地区	平岡中央地区地区整備計画区域の項低層住宅A地区の目ア欄に掲げるもの	10分の8(平岡中央地区地区整備計画区域の項低層住宅A地区の目ア欄第3号に掲げる建築物にあつては、10分の6)			180	外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く)までの距離	1.5	10(建築物の各部分から前面道路の反対側道路境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が5メートル未満となる場合にあつては、当該水平距離に5メートルを加えたもの)
						外壁等の面から隣地境界線までの距離	1	

(5) 別表2平岡中央地区地区整備計画区域の項機能複合地区の目第6号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表JR苗穂駅周辺地区地区整備計画区域の項集合住宅A地区の目中「別表3 54の項」を「別表3 55の項」に改め、同表備考に次のように加える。

22 宮の沢中央地区地区整備計画区域の項のク欄に掲げる数値は、当該区域内の建築物のうち、次の各号のいずれにも該当するものには適用しない。

(1) 外壁等の面から道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離が2メートル以上であるもの

(2) 敷地面積が500平方メートル以上であるもの

(6) 別表3 4の項中「低層住宅地区」を「低層住宅A地区」に改め、同表中59の項を60の項とし、46の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、45の項の次に次のように加える。

46	平岡中央地区地区整備計画区域の低層住宅B地区	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 次のア及びイのいずれにも該当するもの</p> <p>ア 道路境界線（隅切部分を除く。）から1.5メートル未満の距離にある部分の外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの</p> <p>イ 隣地境界線から1メートル未満の距離にある部分の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの</p> <p>(2) 附属用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもので、隣地境界線から1メートル未満の距離にある部分の床面積の合計が5平方メートル以下であるもの</p>
----	------------------------	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、平岡中央地区の地区整備計画の区域内に新設する低層住宅B地区における建築物の用途等に関する制限を

定めるとともに、宮の沢中央地区の地区整備計画の区域内における建築物の高さの最高限度に関する制限を新たに定めるため、本案を提出する。